

空調自動制御設備保守点検業務仕様書

本仕様書は、広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター、広島市国際青年会館及び広島市立中区図書館の空調自動制御設備保守点検業務の内容について定めることにより、その性能の維持を確保することを目的とする。

1 発注者が受注者に委託する業務は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、常に良好な状態で設備を使用できるよう、定期的に技術員を派遣して点検を行うものとする。また、緊急時及び異常発生時には即時技術員を派遣し、速やかに設備の復旧に努めるものとする。

(2) 自動制御設備の保守点検対象設備・点検内容

ア 点検回数は、年4回とし次の区分のとおり実施するものとする。

	区分	点検(○…点検実施)				対象機器一覧・数量
		夏季切替 点検	夏季総合 点検	冬季切替 点検	冬季総合 点検	
①	熱源制御	○	○	○		別表1のとおり
②	冷却水温度制御	○	○	○		
③	貯湯槽温度制御	○	○	○		
④	ファン発停制御	○	○	○		
⑤	空調機制御	○	○	○		
⑥	ファンコイル制御		○(新館)		○(本館)	別表2のとおり

イ 点検内容は別表3のとおりとする。

2 費用の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、業務に必要な範囲内で、発注者の施設及び設備を無償で使用することができる。

(2) 業務に要する経費のうち、次のものは発注者の負担とし、その他のものは受注者の負担とする。

ア 電気料、水道料及びガス料

イ 消耗品(パッキン類、ウエス、グリス等を除く。)

3 受注者の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 業務の実施に当たっては、発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法等を定めるものとする。

(2) 保守点検及び1(2)の業務を行う従業員は、対象設備に熟知し、業務を行うために必要な専門知識を有する者とする。

なお、従業員のうち、現場責任者は一級計装士の資格を有する者とする。

(3) 従事者の遵守事項は、次のとおりとする。

ア 勤務中服装を正しくし、来館者に対しては礼儀正しく応対すること。

イ 休憩は、指定場所で行うこと。

4 受注者の報告事項等は次のとおりとする。

(1) 業務に従事する従業員の責任者及びその他の従業員の住所・氏名・所有資格等を、契約締結後速やかに発注者に報告するものとする。現場責任者又はその他の従業員に変更があったときも、速やかに発注者に報告するものとする。

- (2) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は年間計画書とし、契約締結後速やかに提出して発注者の承認を受けなければならない。
- (3) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書の提出期限は、業務が完了した日の翌日から起算して10日目とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

5 検査完了期日（期限）

発注者による検査完了期日（期限）は、業務が完了した日の翌日から起算して19日目（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

6 その他

この仕様書に疑義または定めのない事項が生じた際は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。